毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……（統計課）　7
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　7
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　8
○道路の供用の開始……（道路整備課）　9
○宅地建物取引業法による免許の取消し……（建築指導課）　9

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　9
○特定調達契約に係る入札の公告……　10

道監査委員公表

○監査公表第５号……　12
○監査公表第６号……　12

告　　示

北海道告示第661号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
　平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットＣＭ放送業務　一式
2　落札を決定した日
　平成17年８月22日
3　落札者の氏名及び住所
　(1)　氏　名　　株式会社電通北海道
　(2)　住　所　　札幌市中央区大通西５丁目11番地１
4　落札金額
　41,769,000円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成17年７月１日付け北海道告示第509号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　(1)　名　称　　北海道企画振興部計画室統計課
　(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目

北海道告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年９月７日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
第２留辺蘂	畑地帯総合整備［担い手支援型（単独土層改良）］（暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁
第２福梅	同　［担い手育成型］（農道、土層改良、暗きょ、区画整理）	同

北海道告示第663号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　　奥尻郡奥尻町字赤石434地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(2)　指定の目的　　土砂の崩壊の防備
　(3)　指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
2(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町字古岸147の３・213（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、146の２、160の１、161の２、209の２
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
3(1) 保安林予定森林の所在場所　阿寒郡阿寒町字舌辛原野二十線24の５地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）・24の５・26の６（以上２筆国有林）
(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
4(1) 保安林予定森林の所在場所　標津郡中標津町西町５丁目31の２地先・字中標津2263の５地先（以上２筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所　川上郡標茶町字虹別原野六十二線163の２・字虹別原野694の４（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的　風害の防備
3 解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡歌登町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　釧路郡釧路町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
釧路町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　釧路郡釧路町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　江部乙赤平線	滝川市江部乙町4029番32地先から 滝川市東滝川773番地先まで	平成17．9．6

北海道告示第667号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第１項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第１項の規定により公告する。

平成17年９月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 所在地　札幌市白石区菊水１条４丁目６番53号
2 商号又は名称　株式会社共和エステート
3 代表者氏名　代表取締役　岡田　清
4 免許証番号　北海道知事石狩(7)第3629号

支　庁　告　示

北海道後志支庁告示第６号

次のとおり一般競争入札により相手方を決定した。

平成17年９月６日

北海道後志支庁長　伊　東　和　紀

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪トラック（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ付）２台（除雪トラック２台と交換）

(2) ロータリ除雪車（1.3ｍ・700ｔ/ｈ級）１台（ロータリ除雪車１台と交換）

2 落札を決定した日
平成17年８月11日

3 落札者の相手方の氏名及び住所

(1)ア 氏名　株式会社協和機械製作所
イ 住所　札幌市西区発寒15条12丁目３番25号

(2)ア 氏名　奈良商事株式会社

イ　住　所　　北海道岩見沢市幌向南１条５丁目397番地３

４　落札金額

(1)　64,113,000円

(2)　12,236,700円

５　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

６　一般競争入札の公告

平成17年７月１日付け北海道後志支庁告示第２号

７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2)　所在地　　北海道小樽市奥沢１丁目21番１号

北海道十勝支庁告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年９月６日

北海道十勝支庁長　佐々木　里　士

１　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　リール式散水施設（φ75以上、Ｌ＝270ｍ以上、レインガン型）	１台
イ　リール式散水施設（φ75以上、Ｌ＝300ｍ以上、レインガン型）	１台
ウ　リール式散水施設（φ63以上、Ｌ＝270ｍ以上、ブースターポンプ搭載型、レインガン型）	１台
エ　リール式散水施設（φ63以上、Ｌ＝270ｍ以上、ブーム式）	３台
オ　ポータブルパイプ（φ75、Ｌ＝６ｍ）	15本
カ　ハイドラントティ（φ75）	１個
キ　ハイドラントオープナー（φ75）	１個
ク　エンドキャップ（φ75）	１個
ケ　町野式異型ジョイント（取水栓用）	１個
コ　町野式異型ジョイント（分水栓用）	１個
サ　ベンド（φ75、90°）	２個
シ　合成樹脂製耐圧ホース（φ65、Ｌ＝20ｍ）	24本
ス　合成樹脂製耐圧ホース（φ65、Ｌ＝15ｍ）	19本
セ　合成樹脂製耐圧ホース（φ65、Ｌ＝10ｍ）	９本
ソ　合成樹脂製耐圧ホース（φ65、Ｌ＝５ｍ）	６本
タ　調整弁（φ75×φ65）	４個
チ　調整弁（φ50×φ65）	１個
ツ　分岐バルブ（φ65、２分岐）	27個
テ　ホース用90°エルボ（φ65）	５個
ト　接続管（φ65）	１個
ナ　異形マチノジョイント（φ50×φ75）	２個
ニ　ホース（φ75、合成樹脂製、Ｌ＝５ｍ）	２本
ヌ　ホース（φ50、合成ゴム製、Ｌ＝５ｍ）	３本
ネ　ホース（φ50、合成ゴム製、Ｌ＝20ｍ）	３本
ノ　マチノ付直管（φ75、ポリエチレン製、Ｌ＝１ｍ）	２本
ハ　直管（φ75、ポリエチレン製、Ｌ＝５ｍ）	162本
ヒ　直管（φ75、ポリエチレン製、Ｌ＝４ｍ）	５本
フ　直管（φ75、ポリエチレン製、Ｌ＝３ｍ）	３本
ヘ　直管（φ75、ポリエチレン製、Ｌ＝２ｍ）	４本
ホ　チーズ付直管（φ75×50、ポリエチレン製、Ｌ＝５ｍ）	10本
マ　エルボ（φ75×90°、ポリエチレン製）	６個
ミ　エルボ（φ75×45°、ポリエチレン製）	２個
ム　エンドプラグ（φ75、ポリエチレン製）	３個
メ　バルブ（φ50、ポリエチレン管用）	10個

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納　入　期　日　　平成18年３月22日

(4)　納　入　場　所　　北海道十勝支庁長が別途指示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成17年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　平成17年９月６日から10月５日まで（土曜日、日曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
北海道十勝支庁総務部会計課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎４階Ｃ会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課）

(2)　入　札　日　時　　平成17年10月19日　午後２時（送付による場合は、平成17年10月18日までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の(2)及び(3)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道十勝支庁総務部会計課に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の２の(2)のア及び３の(1)による。

9　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　　称　　北海道十勝支庁総務部会計課

(2)　所　在　地　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508

10　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a	Reel Irrigator (pipe : over φ75, over L＝270m) (sprinkler type : raingun)	1
b	Reel Irrigator (pipe : over φ75, over L＝300m) (sprinkler type : raingun)	1
c	Reel Irrigator (pipe : over φ63, over L＝270m) (Mounted boosting Pump) (sprinkler type : raingun)	1
d	Reel Irrigators (pipe : over φ63, over L＝270m) (sprinkler type : boom)	3
e	Quick coupling pipes for surface piping (φ75, L＝6m)	15
f	Hydrant Tee (φ75)	1
g	Hydrant Opener (φ75)	1
h	End Cap (φ75)	1
i	Machino Adapter (for the hydrant)	1
j	Machino Adapter (for the twin hydrant)	1
k	Bend pipes 90° (φ75)	2
l	Hoses for the surface-laying (φ65, synthetic resin, L＝20m)	24
m	Hoses for the surface-laying (φ65, synthetic resin, L＝15m)	19
n	Hoses for the surface-laying (φ65, synthetic resin, L＝10m)	9
o	Hoses for the surface-laying (φ65, synthetic resin, L＝5m)	6
p	Control valves (φ75×φ65)	4
q	Control valve (φ50×φ65)	1
r	Branch connector with valve (φ65)	27
s	90° Elbow for Hoses (φ65)	5
t	Connection pipe (φ65)	1
u	Asymmetrical Machino coupling (φ50×φ75)	2
v	Hoses (φ75, synthetic resin, L＝5m)	2
w	Hoses (φ50, synthetic rubber, L＝5m)	3
x	Hoses (φ50, synthetic rubber, L＝20m)	3
y	Straight tube with Machino coupling (φ75, Polyethylene, L＝1m)	2
z	Straight tube (φ75, Polyethylene, L＝5m)	162
aa	Straight tube (φ75, Polyethylene, L＝4m)	5
ab	Straight tube (φ75, Polyethylene, L＝3m)	3
ac	Straight tube (φ75, Polyethylene, L＝2m)	4
ad	Straight tube with “T” shape coupling (φ75×50, Polyethylene, L＝5m)	10
ae	Elbow (φ75×90°, Polyethylene)	6
af	Elbow (φ75×45°, Polyethylene)	2

ag　End plug (φ75, Polyethylene)　3
ah　Valves (φ50, Polyethylene)　10

B．Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., October 19, 2005
(If mailed, bids must arrive no later than October 18)

C．Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office,
Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道監査委員公表

監査公表第５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により行った平成16年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成17年９月６日

北海道監査委員　髙　橋　由紀雄
北海道監査委員　加　藤　唯　勝
北海道監査委員　徳　永　光　孝
北海道監査委員　宮　間　利　一

監査公表第６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により実施した平成15年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の閲覧に供する。）

平成17年９月６日

北海道監査委員　髙　橋　由起雄
北海道監査委員　加　藤　唯　勝
北海道監査委員　徳　永　光　孝
北海道監査委員　宮　間　利　一

正　誤

○平成17年８月31日（号外第18号）

北海道条例第88号（市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
４	左	８

誤　北海道経済部手数料条例
正　北海道経済部の事務処理の特例に関する条例

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額4,450円）
発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社